

平成 29 年 8 月 10 日

北広島市保健福祉計画検討委員会

障がい福祉部会 【 資料 】

## 北広島市障がい支援計画【平成 30 年度～平成 32 年度】について

### 1 現在の計画について

当市の現在の計画は、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とし、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画（者計画）」と障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（者なし計画）」を一体的に策定した計画（「障がい支援計画」）で、この計画に基づき様々な施策を実施している。

障がい者福祉計画は、国が定める障害者基本計画や都道府県が定める障害者計画を基本とし、「障がいのある方にやさしい生活環境を整える」「障がい福祉サービスを充実させる」等、支援にあたっての基本的な方向性を定めた計画。

障がい福祉計画は、障がい福祉サービスについての必要な量の見込みや、それを確保するための方策等を定めた計画。なお、この障がい福祉計画は、法の規定により、3 年を 1 期として計画期間と定め、国が定める基本指針に基づき、障がい福祉サービスの数値目標など具体的な支援策を策定することとされている。

### 2 次期計画策定に係るの動向

#### (1) 障がい者福祉計画について

国が策定する障害者基本計画について、現計画（第 3 次）の計画期間は平成 25 年度から平成 29 年度までとなっており、平成 30 年度から次期計画（第 4 次）が開始となる。

※ 北海道の『第 2 期北海道障がい者基本計画』の計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度まで。

#### (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため、障がい児福祉計画の策定が義務付けられた（従来は努力義務）。

障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と同様、国が定める基本指針に基づき策定することとされ、また、障がい児福祉計画に係る基本指針は、障がい福祉計画に係る基本指針と一体的策定が可能であり、現在、国において基本指針の見直し作業が行われている。

### 3 次期計画策定に係る基本的な考え方

#### (1) 北広島市障がい者福祉計画について

次期計画の策定にあたっては、現計画の考え方を踏襲し、国の次期（第4次）障害者基本計画の策定動向に注視しつつ、第2期北海道障がい者基本計画の考え方や現計画期間に行われた障がい施策の動きなどを整理し、次期計画を策定していくこととする。

#### (2) 第5期北広島市障がい福祉計画について

次期計画の策定にあたっては、現計画で策定した施策や数値目標・障がい福祉サービス等の見込量等について、その実績の分析・評価を行い、国が定める基本指針（※）との調和を図りながら、次期計画を策定していくこととする。

#### (3) 第1期北広島市障がい児福祉計画について

障がい児福祉計画で定めるべき活動指標等については、現障がい福祉計画において目標設定等していることから、計画策定にあたっては、これまでの障がい児支援の施策や提供体制・サービス提供実績などに係る分析・評価を行うとともに、国が定める基本指針（※）との調和を図りながら、計画を策定していくこととする。

#### (4) 北広島市障がい支援計画（平成30年度～平成32年度）について

前述した、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に係る策定の基本的な考え方に基づき、計画期間を平成30年度から平成32年度の3ヶ年とし一体的に策定していくこととする。

※ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る国の基本指針について【抜粋】

- 1 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
  - (1) 基本的理念
    - ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
    - イ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
    - ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
    - エ 地域共生社会の実現に向けた取組
    - オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
  - (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
    - ア 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
    - イ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
    - ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
    - エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
  - (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
    - ア 相談支援体制の構築
    - イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
    - ウ 発達障がい者等に対する支援
    - エ 自立支援協議会の設置等
  - (4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
    - ア 地域支援体制の構築
    - イ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
    - ウ 地域社会への参加・包容の推進
    - エ 特別な支援が必要な障がい児（重症心身障がい児・医療的ケア児・強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児・虐待を受けた障がい児）に対する支援体制の整備
    - オ 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 2 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標【市関連分抜粋】

### (1) 成果目標（計画期間が終了する H32 年度末の目標）

#### ① 施設入所者の地域生活への移行（高齢化・重症化を背景とした目標設定）

※現計画の数値目標が達成されない場合、未達成割合を加えた割合を設定

ア 地域移行者数：H28 年度末施設入所者の 9%以上

イ 施設入所者数：H28 年度末の 2%以上削減

#### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置

イ 精神病床の 1 年以上入院患者数：14.6 万人～15.7 万人に（H26 年度末の 18.5 万人と比べて 3.9 万人～2.8 万人減）

ウ 退院率：入院後 3 ヶ月 69%、入院後 6 ヶ月 84%、入院後 1 年 90%（H27 年時点の上位 10%の都道府県の水準）

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備

各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行

※現計画の数値目標が達成されない場合、未達成割合を加えた割合を設定

ア 一般就労への移行者数：H28 年度の 1.5 倍

イ 就労移行支援事業利用者：H28 年度の 2 割増

ウ 就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上

#### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所設置

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築

ウ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも 1 カ所確保

エ 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30 年度末まで）

### (2) 障がい福祉サービス等、障がい児通所支援及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策

現在の利用実績等に関する分析、障がい者等のサービスの利用に関する意向、心身の状況等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定

3 その他、円滑な実施を確保するために必要な事項

- ① 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- ② 難病患者への一層の周知
- ③ 障がい者の芸術文化活動支援
- ④ 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ⑤ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方等

4 北広島市の障がい福祉各計画策定期間の状況（イメージ）

17年度		障がい者 計画  20年度に見直し		第1期 障がい 福祉計画	
18					
19					
20					
21		障がい者 計画	第2期 障がい 福祉計画		
22					
23					
24		障がい者 計画	第3期 障がい 福祉計画		
25					
26					
27		障がい支援計画			
28		障がい者 計画	第4期 障がい 福祉計画		
29					
30		障がい支援計画			
31		障がい者 計画	第5期 障がい 福祉計画	第1期 障がい児 福祉計画	
32					

## 5 次期計画策定の主な作業内容

(1) 障がい児・者に係る施策の改正や、制度改革の動きなどを整理し、保健福祉計画検討委員会（障がい福祉部会）で十分に議論し計画に反映する。

(2) 北広島市民の意見を聴取し、計画に反映させるためアンケート調査を実施する。

① 調査対象者

ア 市内在住者のうち 65 歳未満の障がい福祉サービス等利用児者 647 名

イ 市内在住の 65 歳未満で障がい者手帳所持者のうち障がい福祉サービス等未利用児者（障がい種別や年齢に偏りがないよう配慮し各属性ごとに無作為抽出） 300 名

ウ 20 歳以上 65 歳未満の市民（無作為抽出） 700 名

② 調査票

ア 『福祉に関するアンケート調査』【参考資料①】…上記ア・イ向け

イ 『北広島市障がい支援計画策定に向けた市民意識調査』【参考資料②】

…上記ウ向け

③ 調査方法 調査票・回収は郵送により実施

④ 調査期間 平成 29 年 7 月 4 日～7 月 31 日

※上記のほか、計画相談支援事業所向けへの調査（地域ニーズの把握）等を実施。

(3) 国が定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針に沿い、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等に係る数値目標と見込量について、これまでの実績や地域の実情を考慮しながら、新たに成果目標と活動指標に整理したうえで、平成 32 年度末までの目標を設定する。

(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、「北広島市障がい者自立支援協議会」に計画に対する意見等の聴取を行う。

## 6 次期計画策定に係るスケジュール（予定）

日程	会議等	主な内容	備考
2/14	保健福祉計画検討委員会		
	障がい福祉部会	現計画進行管理 次期計画策定スケジュール等	
6/7	障がい福祉部会	アンケート調査の実施	
7/4-7/31		アンケート調査	
			7/14 前委員任期満了
8/10	保健福祉計画検討委員会		現委員の選任
	障がい福祉部会	部会長選任 次期計画策定の概要及びスケジュール等	
8-11月	【障がい福祉部会を複数回開催予定】	アンケート調査結果報告 現計画の施策評価 計画素案の検討	
12月初旬		計画素案の確定	
12-1月		パブリックコメント募集	
2月		計画案の確定	
3月下旬		計画の策定	

※ 進捗状況等によって開催の有無や時期等が変更となる場合があります。